



昭和四年六月二十三日

第三回 福生町議定例会々議録

第三回臨時

第三回臨時

臨時

共
を
る
を

第二回臨時
議

した
は遺
るも

福生町議
会

昭和四年六月二十三日第三回臨時議
会定例会々議録

一、昭和四年六月二十三日第三回臨時議
会定例会々臨時議場人招集之

二。

一、臨時議員は次のとおりである。

- 一番 小澤仁二君 二番 細川晋一君 三番 村野弘君
- 四番 川辺忠藏君 五番 青森博君 六番 林幸男君
- 七番 大沼秀臣君 八番 堀野敏之助君 九番 石田博君
- 十番 佐本善夫君 十一番 中村國太郎君 十二番 高崎豊吉君
- 十三番 加藤清一君 十四番 上石捨吉君 十五番 岸茂君
- 十六番 高橋千春君 十七番 石川信義君 十八番 杉本哲雄君
- 十九番 大野行次君 二十番 堀川貞君 二十一番 田村重雄君
- 二十二番 大久保一朗君 二十三番 中田善藏君
- 一、不元招集員は次のとおりである。

不元松議員なし

一、出席議員は次りとおりである

出席議員と同じである

一、欠席議員は次のとおりである

欠席議員なし

一、欠員は次のとおりである

九番

一、議令事務局の職員は次のとおりである

議令事務局長 島田留吉、議事係長 野崎重吉

一、地方自治法第百三十九条の規定により、今議事案件説明のため出席を求めらるる

は次のとおりである

町長 石川常太郎君、助役 森田幸彦君、収入役 秋山誠一君

警長 篠崎俊文君、副警長 大野忠一君、副警長 森田留吉

福生町議会

議事録

議長 上野重勝君、議員 町田信三君、議員 生子国利君

議員 古谷徳男君、議員 高木水右君、議員 貫井善次君

議員 橋本孝蔵君、議員 田村忠雄君

一、本日の日程は次のとおりである

日程第一、今議録署名議員の指名について

日程第二、今期の決定について

日程第三、福生町衛生院使用条例の一部を改正する条例案（議案第三十五号）

日程第四、福生町賦課徴収条例の一部を改正する条例案（議案第三十六号）

日程第五、下水道建設諸額書（諸額第三号）

日程第六、一般質問

日程第七、貸金利息上げ並み減額手当に関する陳情書（陳情第三号）

日程第八、議事の変更について

一、本日の入議事件は次のとおりである

議事日程とかないであらう。

午前九時 三十分開議

一議長中面老蔵君 啓え 初等とうござります。本日第三回福生町議定会定
例会の開催に際しまして、お忙しい中を尊敬の意を以て出席していただき
事心よりお礼申上げます。ただいまから昭和四十年年度第三回福生
町議定会定例会を開催いたします。出席議員は現在三十三名であり
ます。とうご本日の会議は成立いたしました。ただちに本日の会議を
開きます。日程に入ります。町長から挨拶をお願いします。

町長石川常太郎君 登壇

二町長石川常太郎君 本日第三回福生町議定会定例会を招集いたしました
し、所望通りにお忙しい中を早朝より出席頂きまして、誠に
ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。理事者同席議員
として出席させて頂きました。本日提出いたしました議案は、

福生町議会

衆議院の部改正二件であります。何とぞ慎重に審議の上町議決の
うえ事とお頼りいたします。町挨拶といたします。

一議長中面老蔵君 日程第一会議録署名議員の指しつけ、署名議員
の指しつけ、会議規則第百九条の規定により議長に就く、指しつけ
ます。田中川田忠蔵議員、五番有藤博議員、六番林幸男議員
以上三名の方にお願いいたします。

一議長中面老蔵君 日程第二会期の決定についで議案に決します。
本会期についで議案運送委員会に就いて検討する、あります。この
委員長から報告をお願いします。十二番

十三番中村国太郎君 登壇

一十三番中村国太郎君 町指しつけありました。報告します。次第であります
が、第三回定例会の議案及び日程についで、去る九月十七日午後一
時より議事運送委員会で開催いたしました。今回提案いたしました

(助役・森田幸造君・登壇)

(助役・森田幸造君) 議案第三号はつきりした説明申して下らないと存じます。町営住宅使用条例の一部を改正しますの關係は、地方自治法の定めるところに従ひまして、今回この条例の中に設置目的とある事とありまして、その結果、東分その他を整理を必要とし、すなわち本件を提案した次第でございまして、趣旨に基きましてその名称を変更してしまふ事と、さうに第一條に設置目的を挿入した事の主な改正とすべく、その次第でございまして、その結果として別に別表をもち、その設置場所を定め、その事と、その第一の町営住宅の名称を第一の第五と定め、それ以外別表に定め、その位置に、その数をもたせ、設置するところの事とございまして、さうして町営住宅の町評決のほかに、お願ひ申して、その次第であります。

(議長・中西虎蔵君)

さうして復疑を申し上げます。

(議長・中西虎蔵君)

(異議なしと呼ぶ者あり)

さうして復疑を終結いたします。おはかりなれ、その議案第三号は、東東通り決すべく、町営議のりきん、

(異議なしと呼ぶ者あり)

(議長・中西虎蔵君)

町営議と認めます。さうして議案第三号は、

東東通り決すべしといたしました。

(議長・中西虎蔵君)

日程第四項は町税賦課徴収条例の一部を改正する

条例案第三号は、その議題に従ひます。事務局長として議案の

朗読をさせていただきます。

(野崎議事係長朗読)(省略)

(議長・中西虎蔵君)

理事局長から提案理由の説明を申し上げます。森田助

後

(助役・森田幸造君登壇)

一、助役(森田幸造君) 議案第三十号について、明瞭申しを下さい
と存じます。本徴収条例の一部改正案は、中央に於きまして、日本鐵
道建設公団法が施行されるに伴ひまして、当時の実情をふまへ
て、その賦課徴収条例の一部改正を必要と生じましたために本
案を提出した次第でございます。大體の改正は、日本鐵道建設公
団の実情と、漁業協同組合の水産物の冷凍に使用する電気と
いふものの、中課税品目の中に追加されましたために、関係条例の条文
を改正しようとするものでございまして、第九九条に於きましては
電気及び中課税の適用を受けるもののみならず、申告
を規定した諸項目が、地方税法の第四百九十九条に規定してあり
ます。中課税品目の中に新たに漁業協同組合の水産物の冷凍に
使用する電気自体が、中課税品目の申告になつた場合は、中課税と

なる関係と、この漁業協同組合云々という条項をいれますと、関
連事項と、項とつづいて下ろすという関係になります。第十項
と第十項に第八項と第九項に改めるところ、事になる次第
でございます。先程申し上げました日本鐵道建設公団が、日本放送
協会等と種人と同様に扱われるという関係から、その事業の用に
供する固定資産については、その価格の三分の一の額を課税標準と
する旨従来十項に規定されておりました。この日本鐵
道建設公団も同様の扱いを要するところから、附則第十項中
第九百四十九条の第十項の下に、又は第十項を加える事に今回改正
しようとするものでございまして、従つて数量の對象物の新たに生じま
したつて、同項に定むる率とすべく切りました条文を、「ふたつに定
むる率」とする事に改めようとするものでございまして、増徴といた
しまして、當時には、日本鐵道建設公団も、漁業協同組合の水産物

の冷凍に使用する電気と云ふものも直接の關係はござりません。地
方税法の改正に伴ひまして町の徴収条例も改正しておこうとするもの
もござります。よろしく御審議の上町可決の旨とお願ひいたします。

一議長(中西虎蔵君) このより質疑を許します。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。おはかりいた
します。議案第三十三号は原案通り決するに御異議ありません

か。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 御異議なしと認めます。さう議案第三十三号
は原案通り可決いたしました。

一議長(中西虎蔵君) 日程第五、下水道建設諸願書、諸願書第二号を
議題に使します。事務局として諸願書の朗読をさせていただきます。

(島田議会事務局長朗読)(省略)

一議長(中西虎蔵君) 紹介議員大沼議員より本趣旨の説明を求めます。

大沼

(大沼大沼君登壇)

一議長(大沼君) 大沼君の御説明を申し上げます。本件に關しましては、昨年十月四日の臨時会
に決しました。御提案申し上げたわけでございます。また、このよう
なもののほか、新しいもの、御願の深刻さというの、重大なものという
事を痛感するわけがあります。先般五月三日の降参に際しまして
も、水下水浸水、水浸水、水浸水、水浸水の被害を防止していただく
わけがあります。この御願に關しましては、当地の状況から見て、
この問題を取り上げ、これを解決する事は非常に困難であ
るという事は、十分に御承知のとおりでございます。先

般の地域経済の発展を見ました。また、其の地帯林路の国庫補助の不足は、
 ば当地に根本的な問題も決まる。うちはそのうのとある。それ
 けとあります。そのうのとあります。それとある。それとある。それとある。
 林下浸水の多くある。そのうのとあります。それとある。それとある。それとある。
 の解決の方法を見つけた。そのうのとあります。それとある。それとある。それとある。
 るわけがあります。そのうのとあります。それとある。それとある。それとある。
 町の財政にあり。そのうのとあります。それとある。それとある。それとある。
 会に付託願ひをして。慎重審議の上。ついでに佳民の要望
 に応う。そのうのとあります。それとある。それとある。それとある。それとある。
 してそのうのとあります。それとある。それとある。それとある。それとある。

一議長(中西虎蔵君) これより紹介議員の説明に付す。質疑を
 行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 今より質疑を続行いたします。おはかりなれま
 す。本件につきましては建設委員会に付託し、国会中の継続審査に
 願う事といたしております。このうのとあります。それとある。それとある。それとある。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 町長と町民の決意をいたしました。
 一議長(中西虎蔵君) おはかりなれ。貸金引上げ並に夏期手
 当に及ぶ。陳情書も提出されております。この際日程に追加し
 先議したいと思っております。このうのとあります。それとある。それとある。それとある。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 町長と町民の決意をいたしました。
 一議長(中西虎蔵君) 追加日程第一貸金引上げ並に夏期手当に
 関する陳情書。陳情第三号と議題に付します。事務局として陳
 情書の朗読をいたします。

（島田事務局長調範）（省略）

一議長（中面虎蔵君） 本件について町意見等ありましたらどうか。

一三番（大久保一郎君） 議長

一議長（中面虎蔵君） 二十三番

一三三番（大久保一郎君） 陳情の趣旨は十分わかりまわし、又矢野関係の

方々については、矢野事業を促進するため、右市町村と連けいさ

とりまして、ふさふさ善処していただくようの方針を掲げたい

と云々といふ事と、なにか内容的にも非常に難しい問題もあるや

く見受けられます。この点については、関係委員会に付託し、

十分町議に頼りたいと聞いています。

一議長（中面虎蔵君） 本件については建設委員会並びに理事者に

一任したいと聞いています。ふさふさに町議ありませんか。

（町議なしと呼ぶ者あり）

一議長（中面虎蔵君） 町議なしと認めざる決定いたしました。

一議長（中面虎蔵君） 日程第六一般質問、一般質問の通告は大野議

員より提出されます。町議に託します。二十三番

（三番大野行史君登壇）

一三番（大野行史君） 建設委員会に属する町議ありまして、理事

者としても四年間いろいろな計画もございまして、第一町議会から

事業面を出発するところの状態でございまして、町議の事業を決

定していかうな状態にありましたか。その中では小学校の事業に打ち

ましては四年半度まで六小又、中学校に打ちましては、中学校を完

成して行くように、更にいろいろ計画もございまして、町議に打ち

すけれども、この教育の完備に伴って、それでは保育園の整備は、

さらにさらに、今年の大園児の状態をどうしても、なかなか困難的